

規則番号	規則名	所管名	公布年月日
規則第7号	さいたま市職員の公正な職務の執行及び適正な行政運営の確保に関する規則の一部を改正する規則	法務・コンプライアンス課	令和2年2月14日
規則第8号	さいたま市文書管理規則の一部を改正する規則	総務課	令和2年2月14日
規則第9号	さいたま市公印規則の一部を改正する規則	総務課	令和2年2月14日
規則第10号	さいたま市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則	行政透明推進課	令和2年2月14日
規則第11号	さいたま市市長の管理する公共施設に係るさいたま市公共施設予約システムの利用に関する規則の一部を改正する規則	情報政策部	令和2年2月14日
規則第12号	さいたま市職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	職員課	令和2年2月14日
規則第13号	さいたま市岩槻人形博物館条例施行規則	岩槻人形博物館開設準備室	令和2年2月20日
規則第14号	さいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則	人事課	令和2年2月28日

さいたま市規則第7号

さいたま市職員の公正な職務の執行及び適正な行政運営の確保に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市職員の公正な職務の執行及び適正な行政運営の確保に関する規則（平成24年さいたま市規則第80号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>(9) 課所長等 課所等の長（都市経営戦略部、行財政改革推進部、情報政策部、未来都市推進部、区政推進部及びオリンピック・パラリンピック部）にあっては参事又は副参事の職にある者で当該部の長が指定するもの、<u>大宮盆栽美術館及び岩槻人形博物館並びに生涯学習総合センター及びうらわ美術館</u>にあっては副館長。以下同じ。）をいう。</p> <p>(10) [略]</p>	<p>(定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>(9) 課所長等 課所等の長（都市経営戦略部、行財政改革推進部、情報政策部、未来都市推進部、区政推進部及びオリンピック・パラリンピック部）にあっては参事又は副参事の職にある者で当該部の長が指定するもの、大宮盆栽美術館並びに生涯学習総合センター及びうらわ美術館にあっては副館長。以下同じ。）をいう。</p> <p>(10) [略]</p>

附 則

この規則は、令和2年2月22日から施行する。

さいたま市規則第8号

さいたま市文書管理規則の一部を改正する規則

さいたま市文書管理規則（平成13年さいたま市規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(7) [略] (8) 課長 課の長（都市経営戦略部、行財政改革推進部、情報政策部、未来都市推進部、区政推進部、オリンピック・パラリンピック部及びくらし応援室にあっては参事又は副参事の職にある者で当該部又は室の長が指定するもの、大宮盆栽美術館及び岩槻人形博物館にあっては副館長）をいう。 (9)～(18) [略]	(定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(7) [略] (8) 課長 課の長（都市経営戦略部、行財政改革推進部、情報政策部、未来都市推進部、区政推進部、オリンピック・パラリンピック部及びくらし応援室にあっては参事又は副参事の職にある者で当該部又は室の長が指定するもの、大宮盆栽美術館にあっては副館長）をいう。 (9)～(18) [略]

附 則

この規則は、令和2年2月22日から施行する。

さいたま市規則第9号

さいたま市公印規則の一部を改正する規則

さいたま市公印規則（平成13年さいたま市規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後							改正前						
別表第1（第5条、第8条関係）							別表第1（第5条、第8条関係）						
(1) [略]							(1) [略]						
(2) 職印							(2) 職印						
ア 市長印							ア 市長印						
公印の 名称	ひな 形番 号	書 体	寸法（ ミリメ ートル ）	個 数	使用区分	保管者	公印の 名称	ひな 形番 号	書 体	寸法（ ミリメ ートル ）	個 数	使用区分	保管者
[略]							[略]						
大宮盆栽美術館専用 さいたま市長印							大宮盆栽美術館専用 さいたま市長印						
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 岩槻人形博物館専用 さいたま市長印 5 てん書 方27 1 岩槻人形博物館の 主管する事務で市 長名をもって発す る文書 スポーツ文化 局文化部岩槻 人形博物館副 館長 </div>													
[略]							[略]						
イ～カ [略]							イ～カ [略]						
キ 職務代理者印							キ 職務代理者印						
公印の 名称	ひな 形番 号	書 体	寸法（ ミリメ ートル ）	個 数	使用区分	保管者	公印の 名称	ひな 形番 号	書 体	寸法（ ミリメ ートル ）	個 数	使用区分	保管者

[略]		[略]			
大宮盆栽美術館専用 さいたま市長 職務代理者印	[略]				[略]
岩槻人形博物館専用 さいたま市長 職務代理者印	4	てん書	方27	1	
[略]					
[略]					

ク 出納員印

公印の名称	ひな形番号	書体	寸法（ミリメートル）	個数	使用区分	保管者
さいたま市出納員印	[略]	[略]	[略]	$\frac{3}{6}$	[略]	[略]
[略]					[略]	[略]
[略]					[略]	[略]

ケ 出納員領収印

公印の名称	ひな形番号	書体	寸法（ミリメートル）	個数	使用区分	保管者
さいたま市出納員領収印	[略]	[略]	[略]	$\frac{1}{49}$	[略]	[略]
[略]					[略]	[略]
[略]					[略]	[略]

コ [略]

[略]		[略]			
大宮盆栽美術館専用 さいたま市長 職務代理者印	[略]				[略]
[略]					
[略]					

ク 出納員印

公印の名称	ひな形番号	書体	寸法（ミリメートル）	個数	使用区分	保管者
さいたま市出納員印	[略]	[略]	[略]	$\frac{3}{5}$	[略]	[略]
[略]					[略]	[略]
[略]					[略]	[略]

ケ 出納員領収印

公印の名称	ひな形番号	書体	寸法（ミリメートル）	個数	使用区分	保管者
さいたま市出納員領収印	[略]	[略]	[略]	$\frac{1}{48}$	[略]	[略]
[略]					[略]	[略]
[略]					[略]	[略]

コ [略]

附 則

この規則は、令和2年2月22日から施行する。

さいたま市規則第10号

さいたま市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市個人情報保護条例施行規則（平成13年さいたま市規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表第1（第5条関係）		別表第1（第5条関係）	
市長	(1) [略] (2) <u>さいたま市事業所事務分掌規則（平成15年さいたま市規則第87号）第3条に規定する課の長並びに同規則別表第1都市戦略本部の項に掲げる東京事務所の副所長及び同表第2類事業所の欄に掲げる事業所の長（大宮盆栽美術館及び岩槻人形博物館にあっては、副館長）</u> (3)~(7) [略]	市長	(1) [略] (2) <u>さいたま市事業所事務分掌規則（平成15年さいたま市規則第87号）第3条に規定する課の長並びに同規則別表第1都市戦略本部の項に掲げる東京事務所の副所長及び同表第2類事業所の欄に掲げる事業所の長（大宮盆栽美術館にあっては、副館長）</u> (3)~(7) [略]
[略]		[略]	

附 則

この規則は、令和2年2月22日から施行する。

さいたま市規則第11号

さいたま市市長の管理する公共施設に係るさいたま市公共施設予約システムの利用に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市市長の管理する公共施設に係るさいたま市公共施設予約システムの利用に関する規則（平成26年さいたま市規則第152号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表第1（第3条、第5条関係）		別表第1（第3条、第5条関係）	
施設区分	施設名	施設区分	施設名
保養施設	さいたま市ホテル南郷条例（平成19年さいたま市条例第32号）第1条に規定するさいたま市ホテル南郷	保養施設	さいたま市ホテル南郷条例（平成19年さいたま市条例第32号）第1条に規定するさいたま市ホテル南郷
	[略]		さいたま市六日町山の家条例（平成13年さいたま市条例第215号）第1条に規定するさいたま市六日町山の家
[略]		[略]	[略]

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

さいたま市規則第12号

さいたま市職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市職員の管理職手当に関する規則（平成13年さいたま市規則第41号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
給料表	職務の級	職	手当額	給料表	職務の級	職	手当額
行政職給料表		[略]		行政職給料表		[略]	
	5級	課長又はこれに相当する職（区役所等事務分掌規則第2条に規定する課、室及び保健センターの長を除く。） 副所長 事務長 大宮盆栽美術館、 <u>岩槻人形博物館</u> 、うらわ美術館及び生涯学習総合センターの副館長 さいたま市事業所事務分掌規則別表第1に規定する第2類事業所又はさいたま市教育委員会事務局組織規則第4条第3項に規定する第2類の施設又は機関の長 副参事（市長が定める者に限る。）	[略]		5級	課長又はこれに相当する職（区役所等事務分掌規則第2条に規定する課、室及び保健センターの長を除く。） 副所長 事務長 大宮盆栽美術館、 <u>うらわ美術館</u> 及び生涯学習総合センターの副館長 さいたま市事業所事務分掌規則別表第1に規定する第2類事業所又はさいたま市教育委員会事務局組織規則第4条第3項に規定する第2類の施設又は機関の長 副参事（市長が定める者に限る。）	[略]
		[略]				[略]	

[略]

[略]

附 則

この規則は、令和2年2月22日から施行する。

さいたま市規則第13号

さいたま市岩槻人形博物館条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、さいたま市岩槻人形博物館条例（平成30年さいたま市条例第34号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(観覧券等の交付等)

第2条 市長は、条例第5条第1項の規定により観覧料を納付した者に対し、観覧券（年間観覧料を納付した者に対しては、年間観覧券）を交付する。

2 市長は、条例第5条第2項の観覧料の額を納付した者に対し、特別の観覧券を交付する。

3 年間観覧券の有効期間は、交付の日から起算して1年とする。

4 市長は、さいたま市岩槻人形博物館（以下「博物館」という。）の事業の普及、広報その他の目的により招待券を発行することができる。

5 博物館に入館しようとする者は、観覧券若しくは招待券を提出し、又は年間観覧券を提示しなければならない。

(特別使用許可手続)

第3条 条例第6条第1項の規定による許可（以下「特別使用許可」という。）を受けようとする者は、特別使用許可申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 特別使用許可は、特別使用許可書（様式第2号）を交付して行う。

3 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、条例第6条第1項に規定する特別使用（以下「特別使用」という。）を許可しない。

(1) 博物館の設置の目的に寄与すると認められないとき。

(2) 人形資料の保存に影響を及ぼすおそれがあるとき。

(3) 人形資料を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。

(4) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、特別使用をすることが適当でないと認めるとき。

4 市長は、特別使用許可をする場合において、必要な条件を付することができる。

5 特別使用許可を受けた者は、特別使用前に特別使用料を納付しなければならない。

(会議室等利用許可等手続)

第4条 条例第7条第3項の規定による会議室等の利用の許可又は許可に係る事項の変更の許可(以下「会議室等利用許可等」という。)を受けようとする者は、会議室等利用(変更)許可申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

2 会議室等利用許可等は、会議室等利用(変更)許可書(様式第4号)を交付して行う。

3 会議室等利用許可等を受けた者は、会議室等の利用前に使用料を納付しなければならない。

(附属設備の使用料)

第5条 条例別表第3の附属設備の使用料は、別表に定めるとおりとする。

(観覧料等の減免)

第6条 条例第14条の規定により観覧料等を減額し、又は免除する場合及びその割合は、次のとおりとする。

(1) 教育課程に基づく学習活動として学生、生徒又は児童及びその引率者が利用する場合 100分の100

(2) 市又は国、他の地方公共団体その他公共団体が主催する事業の用に供する場合 100分の100

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める場合 市長が相当と認める割合

2 条例第14条の規定により観覧料等の減額又は免除を受けようとする者は、観覧料等減額(免除)申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。ただし、市長が提出を要しないと認めた者については、口頭で申請をすることができる。

3 市長は、前項の規定による申請を適当と認めるときは、観覧料等減額(免除)承認書(様式第6号)を交付してこれを承認する。この場合において、前項ただし書の規定による申請があったときは、当該書面の交付を省略することができる。

(観覧料等の還付)

第7条 条例第15条ただし書の規定により、観覧料等を還付する場合及びその割合は、次のとおりとする。

(1) 人形資料又は施設の管理上特に必要があるため、市長が特別使用許可又は会議室等利用許可等を取り消した場合 100分の100

(2) 利用者の責めに帰することができない理由による場合 市長が相当と認める割合

(遵守事項及び市長の指示)

第8条 市長は、博物館の入館者の遵守事項を定め、かつ、博物館の管理上必要があると認めるときは、入館者に対し、その都度指示することができる。

(管理上の立入り)

第9条 市長は、博物館の管理上必要があると認めるときは、会議室等の維持のため利用されている会議室に関係職員を立ち入らせることができる。

(人形資料の記録管理)

第10条 市長は、博物館が保管する人形資料について、その状況を常に明らかにするため、収蔵品データベースに登録しなければならない。

(人形資料の館外貸出し)

第11条 市長は、他の博物館その他市長が相当と認めるものに対し、博物館の事業に支障をきたさない範囲で、博物館が所蔵している人形資料の貸出し（以下「館外貸出し」という。）をすることができる。

2 館外貸出しを受けようとする者は、あらかじめ、館外貸出許可申請書（様式第7号）を市長に提出し、許可を受けなければならない。

3 前項の許可は、館外貸出許可書（様式第8号）を交付して行う。

4 館外貸出しの期間は、60日以内とする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、この限りでない。

(人形資料の寄贈)

第12条 市長は、博物館における展示又は研究に資する目的で、人形資料の寄贈（以下「寄贈」という。）を受けることができる。

2 寄贈をしようとする者は、寄贈申請書（様式第9号）を市長に提出するものとする。

3 市長は、寄贈を受け入れたときは、寄贈した者に対し受領書（様式第10号）を交付する。

(人形資料の寄託)

第13条 前条の規定は、人形資料の寄託（以下「寄託」という。）について準用する。この場合において、同条第2項中「寄贈申請書（様式第9号）」とあるのは「寄託申請書（様式第11号）」と、同条第3項中「受領書（様式第10号）」とあるのは「受託書（様式第12号）」と読み替えるものとする。

2 市長は、寄託を受け入れるときは、前項の規定により準用する前条第1項の規定による申請をした者と、別に定める契約書により契約を締結するものとする。

3 寄託を受けた人形資料は、博物館が所蔵する人形資料と同様の取扱いをするものとする。ただし、その館外貸出しについては、寄託した者の承認を得なければならない。

4 市長は、寄託を受けた人形資料に、災害その他の不可抗力による損害があったときは、その責めを負わない。

(その他)

第14条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和2年2月22日から施行する。

別表（第5条関係）

附属設備の使用料

名称	単位	使用料 (1回につき)	備考
拡声装置	1式	330円	ワイヤレスマイク及びマイクスタンドを含む。
プロジェクター装置	1式	650円	スクリーン、ワイヤレスマイク及びマイクスタンドを含む。
持込み電気器具用電源	1キロワット につき	100円	単位は、持込み器具1台につき表示された消費電力による。1キロワットに満たない場合は、1キロワットとする。

備考

- 1 附属設備の使用料は、条例別表第3に規定する会議室の利用区分に従い、午前又は午後の利用をもって1回、1日の利用をもって2回として計算する。
- 2 使用料を計算する場合において、使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

様式第1号（第3条関係）

特別使用許可申請書

年 月 日

（宛先）さいたま市長

住 所
法人又は団体名
代表者又は氏名
担 当 者 名
電 話 番 号 代 表
担 当 者

次のとおり人形資料の特別使用許可を受けたいので申請します。

人 形 資 料	資 料 番 号	資 料 名			備 考
使 用 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで				
使 用 目 的					
方 法	撮 影 ・ 原 板 使 用				
特 別 使 用 料	撮 影	学 術 研 究 用	点	円	合 計
		そ の 他	点	円	
	原 板 使 用	学 術 研 究 用	点	円	円
		そ の 他	点	円	
そ の 他					

様式第2号（第3条関係）

特別使用許可書

年 月 日

様

さいたま市長



次のとおり人形資料の特別使用を許可します。

人形資料	資料番号	資料名			備考
使用期間	年 月 日 から 年 月 日 まで				
使用目的					
方法	撮 影 ・ 原 板 使 用				
特別使用料	撮 影	学術研究用	点	円	合 計
		そ の 他	点	円	
	原板使用	学術研究用	点	円	円
		そ の 他	点	円	
許可条件					

様式第3号（第4条関係）

会議室等利用（変更）許可申請書

年 月 日

（宛先）さいたま市長

住 所
 法人又は団体名
 代表者又は氏名
 担 当 者 名
 電 話 番 号 代 表
 担 当 者

次のとおり会議室等の利用（変更）の許可を受けたいので申請します。

利 用 目 的	名 称	
	内 容	
利 用 期 間	年 月 日 時 分 从	年 月 日 時 分 まで 日間
利 用 会 議 室 等 及 び 使 用 料	会 議 室	円
	拡声装置	円
	プロジェクター装置	円
	持込み電気器具用電源	円
	使用料 合計	円
利 用 の 条 件	上記のとおり納付します。	
特 別 許 可 行 為		

様式第4号（第4条関係）

会議室等利用（変更）許可書

年 月 日

様

さいたま市長



次のとおり会議室等の利用（変更）を許可します。

利 用 目 的	名称						
	内容						
利 用 期 間	年	月	日	年	月	日	日間
利 用 会 議 室 等 及 び 使 用 料	会 議 室						円
	拡声装置						円
	プロジェクター装置						円
	持込み電気器具受口						円
	使用料 合計						円
利 用 の 条 件							
特 別 許 可 行 為							

様式第5号（第6条関係）

観覧料等減額（免除）申請書

年 月 日

（宛先）さいたま市長

住 所
法人又は団体名
代表者又は氏名
担 当 者 名
電 話 番 号 代 表
担 当 者

観 覧 料
次のとおり 特別使用料 の 減額・免除 を受けたいので申請します。
使 用 料

申請の理由							
期 間	年	月	日	年	月	日	日間
	時	分	から	時	分	まで	
観 覧 料	申 請 人 数 (観覧人数)	一般	人	高校生・大学生・65歳以上	人	小学生・中学生	人
		未就学児を引率するときは、 その未就学児の人数	人				
特別使用料	使 用 資 料 名						
使 用 料	利用会議室等	<input type="checkbox"/> 会議室	<input type="checkbox"/> 拡声装置	<input type="checkbox"/> プロジェクター装置			
		<input type="checkbox"/> 持込み電気器具用電源					
責 任 者 氏 名							

備考 「観覧料」「特別使用料」「使用料」「減額」「免除」のうち、該当する項目を○
で囲むこと。

様式第6号（第6条関係）

観覧料等減額（免除）承認書

年 月 日

様

さいたま市長



観覧料
次のとおり 特別使用料 の減額・免除 を承認します。
使用料

承認の理由	さいたま市岩槻人形博物館条例施行規則第6条第1項第 号に該当		
期 間	年 月 日	年 月 日	日間
	時 分から	時 分まで	
観 覧 料	申 請 人 数 (観覧人数)	一般 高校生・大学生・65歳以上 小学生・中学生 未就学児を引率するときは、 その未就学児の人数	人 人 人 人
特別使用料	使 用 資 料 名		
使 用 料	利用会議室等	<input type="checkbox"/> 会議室 <input type="checkbox"/> 拡声装置 <input type="checkbox"/> プロジェクター装置 <input type="checkbox"/> 持込み電気器具用電源	
責 任 者 氏 名			

様式第7号（第11条関係）

館外貸出許可申請書

年 月 日

（宛先）さいたま市長

住 所
法人又は団体名
代表者又は氏名
担 当 者 名
電 話 番 号 代 表
担当者

次のとおり人形資料の館外貸出しの許可を受けたいので申請します。

	資 料 種 別	作 品 名	備 考
人 形 資 料			
貸 出 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
使 用 目 的			
使 用 場 所			
輸送方法及び輸送業者			
許 可 条 件			

様式第8号（第11条関係）

館外貸出許可書

年 月 日

様

さいたま市長



次のとおり人形資料の館外貸出しを許可します。

	資料種別	作品名	備考
人形資料			
貸出期間	年 月 日から 年 月 日まで		
使用目的			
使用場所			
輸送方法及び輸送業者			
許可条件			

様式第9号（第12条関係）

寄贈申請書

年 月 日

（宛先）さいたま市長

住 所
法人又は団体名
代表者又は氏名
担 当 者 名
電 話 番 号 代 表
担当者

次のとおり寄贈したいので申請します。

1 寄贈資料

資 料 種 別	作 品 名	作 者 名	制 作 年 代	備 考
特 記 事 項				

2 寄贈者の氏名の公表について

公表して構わない（希望する名称 _____）

公表を希望しない 又は「個人」と表記する

様式第11号（第13条関係）

寄託申請書

年 月 日

（宛先）さいたま市長

住 所
法人又は団体名
代表者又は氏名
担 当 者 名
電 話 番 号 代 表
担当者

次のとおり寄託したいので申請します。

1 寄託資料

寄 託 期 間	年 月 日 から		年 月 日 まで	
資 料 種 別	作 品 名	作 者 名	制 作 年 代	備 考
特 記 事 項				

2 寄託者の氏名の公表について

- 公表して構わない（希望する名称 _____）
- 公表を希望しない 又は「個人」と表記する

さいたま市規則第14号

さいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則（平成13年さいたま市規則第29号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>（時間外勤務等を命じる時間及び月数の上限）</u></p> <p><u>第5条の2 任命権者は、職員（労働基準法（昭和22年法律第49号）第36条第1項の協定において、同条第2項第1号の範囲として定められた職員を除く。以下この条において同じ。）に時間外勤務等（条例第8条第2項の規定により命じられて行う勤務及びさいたま市職員の給与に関する条例（平成13年さいたま市条例第42号。以下「給与条例」という。）第20条第3項に規定する休日における正規の勤務時間中の勤務をいう。以下同じ。）を命じる場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間及び月数の範囲内で必要最小限の時間外勤務等を命じるものとする。</u></p> <p><u>(1) 次号に規定する部署以外の部署に勤務する職員 次のア及びイに定める時間</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>ア 1箇月において時間外勤務等を命じる時間について45時間</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>イ 1年において時間外勤務等を命じる時間について360時間</u></p> <p><u>(2) 大量の業務又は突発的に生じた業務を短時間に集中的に処理する必要がある部署として任命権者が認めるものに勤務する職員 次のアからウまでに定める時間及び月数</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>ア 1箇月において時間外勤務等を命じる時間について80時間</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>イ 1年において時間外勤務等を命じる時間について720時間</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>ウ 1年のうち1箇月において45時間を超え</u></p>	

て時間外勤務等を命じる月数について6箇月

2 任命権者が、特例業務（選挙に関する業務、災害対応業務その他重要な業務であって特に緊急に処理することを要するものをいう。以下この項において同じ。）に従事する職員に対し、前項各号に規定する時間又は月数を超えて時間外勤務等を命じる必要がある場合については、同項（当該超えることとなる時間又は月数に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。別に定める期間において特例業務に従事していた職員に対し、同項各号に規定する時間又は月数を超えて時間外勤務等を命じる必要がある場合として別に定める場合も、同様とする。

3 任命権者は、前項の規定により第1項各号に規定する時間又は月数を超えて職員に時間外勤務等を命じる場合は、当該超えた部分の時間外勤務等を必要最小限度のものとし、かつ、当該職員の健康の確保に最大限の配慮をするとともに、別に定める方法により、当該時間外勤務等に係る要因の整理、分析及び検証を行わなければならない。

（育児短時間勤務職員等に正規の勤務時間以外の時間における勤務を命じることができる場合）

第5条の3 条例第8条第1項ただし書の規則で定める場合は、第5条第1項第2号又は第3号に掲げる勤務を命じようとする時間帯に、当該勤務に従事する職員のうち育児短時間勤務職員等（条例第2条第2項に規定する育児短時間勤務職員等をいう。以下同じ。）以外の職員に当該勤務を命じることができない場合とする。

2 [略]

（時間外勤務代休時間の指定）

第13条の2 条例第10条の2第1項の規則で定める期間は、給与条例第19条第4項に規定する60時間を超えて勤務した全時間に係る月（次項において「60時間超過月」という。）の末日の翌日から同日を起算日とする2月後の日までの期間とする。

2～7 [略]

（年次有給休暇の日数）

第15条 条例第13条第1項第1号の規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とする。ただし、その日数が労働基準法第39条の規定によ

（育児短時間勤務職員等に正規の勤務時間以外の時間における勤務を命じることができる場合）

第5条の2 条例第8条第1項ただし書の規則で定める場合は、前条第1項第2号又は第3号に掲げる勤務を命じようとする時間帯に、当該勤務に従事する職員のうち育児短時間勤務職員等（条例第2条第2項に規定する育児短時間勤務職員等をいう。以下同じ。）以外の職員に当該勤務を命じることができない場合とする。

2 [略]

（時間外勤務代休時間の指定）

第13条の2 条例第10条の2第1項の規則で定める期間は、さいたま市職員の給与に関する条例（平成13年さいたま市条例第42号。以下「給与条例」という。）第19条第4項に規定する60時間を超えて勤務した全時間に係る月（次項において「60時間超過月」という。）の末日の翌日から同日を起算日とする2月後の日までの期間とする。

2～7 [略]

（年次有給休暇の日数）

第15条 条例第13条第1項第1号の規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とする。ただし、その日数が労働基準法（昭和22年法律第

り与えるべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により与えるべきものとされている日数とする。

(1)・(2) [略]

49号 第39条の規定により与えるべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により与えるべきものとされている日数とする。

(1)・(2) [略]

附 則

この規則は、令和2年3月1日から施行する。ただし、第5条の次に1条を加える改正（第1項第1号イ並びに同項第2号イ及びウに係る部分に限る。）は、同年4月1日から施行する。